

3月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第 6 号

美祢市教育委員会行政組織規則の一部改正について

美祢市教育委員会行政組織規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

美祢市教育委員会行政組織規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「及び教育創生監」を削り、「課長を」の次に「、室に室長を、必要に応じ室に室次長を」を加え、同条第 2 項中「応じ」の次に「、事務局に教育創生監を」を加える。

別表第 1 学校教育課の部指導班の項中

「(11) 学校、家庭及び地域の連携による教育に関すること。」を

「(11) ことばの教室に関すること。

(12) 学校、家庭及び地域の連携による教育に関すること。」に改め、

同表生涯学習スポーツ推進課の部に次のように加える。

部活動改革推進室	(1) 中学校部活動の地域移行に関すること。 (2) 地域クラブの活動支援に関すること。
----------	-------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

美祢市教職員住宅管理規則の一部改正について

美祢市教職員住宅管理規則(平成 20 年美祢市教育委員会規則第 10 号)の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

美祢市教職員住宅管理規則(平成 20 年美祢市教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1(第 3 条関係)嘉万小学校教職員住宅の部を削る。

別表第 2(第 9 条関係)の表中

「

来福台教職員住宅	世帯者用	1号～3号	26,800円	
〃	単身者用	4号～12号	13,200円	
嘉万小学校教職員住宅	世帯用	1号～2号	10,000円	

」を

「

来福台教職員住宅	世帯者用	1号～3号	27,200円	
〃	単身者用	4号・7号～11号	13,600円	
〃	〃	5号～6号・12号	15,200円	美祢市空調設備設置

」に

改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第8号

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年3月26日

美祢市教育委員会教育長 南 順子

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を削り、第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 団体の活動目的を鑑み、教育委員会が減額することが適当と認める、構成員の過半数が市内に居住する中学生以下の者で構成される団体が使用するとき 使用料の全額

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第29号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年3月26日

美祢市教育委員会教育長 南 順子

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中第9号を削り、第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 団体の活動目的を鑑み、教育委員会が減額することが適当と認める、構成員の過半数が市内に居住する中学生以下の者で構成される団体が使用するとき 使用料の全額

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年美祢市教育委員会規則第11号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年3月26日

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年美祢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中第11号を削り、第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 団体の活動目的を鑑み、教育委員会が減額することが適当と認める、構成員の過半数が市内に居住する中学生以下の者で構成される団体が使用するとき 利用料金の全額

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 11 号

美祢市通級指導教室幼児部設置要綱の制定について

美祢市通級指導教室幼児部設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市通級指導教室幼児部設置要綱

(設置)

第 1 条 言語障害、情緒障害、弱視、難聴など、比較的軽度の障害がある幼児又は学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉スペクトラム症などの発達障害がある幼児に対し、家庭や社会において自立し、心理的な安定とともにコミュニケーションがとれるよう支援を行う美祢市通級指導教室幼児部を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 美祢市通級指導教室幼児部の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ことばの教室
- (2) 位置 美祢市大嶺町奥分 2950 番地 1 (旧美祢市立桃木小学校内)

(開設及び閉設)

第 3 条 美祢市通級指導教室幼児部 (以下「ことばの教室」という。) は、次の日を除き開設する。ただし、美祢市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が必要と認める場合は、臨時に閉設し、又は開設することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(開設時間)

第 4 条 ことばの教室の開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、開設時間を短縮し、又は延長することができる。

(対象者)

第5条 ことばの教室の通室対象となる者は、市内に居住し、聞こえ方やことばの障害があって生活や学習に困難を来すおそれがある幼児又は発達障害がある幼児とする。

(所掌の支援事項)

第6条 ことばの教室は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニケーションに関すること。
- (2) 発声や声の改善に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) 姿勢や運動の基本技能に関すること。
- (5) 就学相談に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(職員)

第7条 前条に規定する支援は、次に掲げる職員が行う。

- (1) ことばの教室指導員
- (2) 教育委員会事務局学校教育課指導主事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 ことばの教室指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

3 ことばの教室指導員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

(通室及び退室)

第8条 ことばの教室へ通室を希望する第5条の幼児の保護者（以下「申出者」という。）は、当該幼児をことばの教室に通室させようとするときは、通級指導教室幼児部通室願（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申出があった場合において、その内容を確認の上、通室することが適当であると認めるときは、通級指導教室幼児部通室承諾書（別記様式第2号）により申出者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により通室を認められた幼児（以下「通室者」という。）がことばの教室を退室することが適当であると認めるときは、当該通室者の退室を決定し、通級指導教室幼児部退室通知書（別記様式第3号）により申出者に通知するものとする。

(通室期間)

第9条 通室の期間は、通室を始めた日の属する年度の末日までとする。ただし、教育委員

会が必要と認めるときは、その期間を超えて通室することができる。

(関係機関との連携)

第10条 教育委員会は、家庭児童相談員及び保健師並びに保護者との連絡を密にし、通室者に対する指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、ことばの教室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

通級指導教室幼児部通室願

美祢市教育委員会 様

申出者

住 所

氏 名

(※)

連絡先

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市通級指導教室幼児部に通室したいので、美祢市通級指導教室幼児部設置要綱第8条第1項の規定により申し出ます。

記

利用者	ふりがな 氏 名		性別	
	生年月日	年 月 日		
	住 所			

年 月 日

通級指導教室幼児部通室承諾書

様

美祢市教育委員会

年 月 日に申出があった美祢市通級指導教室幼児部の通室を下記のとおり承諾します。

記

1 通室者氏名

2 通室期間 年 月 日から
 年 月 日まで

3 連絡事項

年 月 日

通級指導教室幼児部退室通知書

様

美祢市教育委員会

下記のとおり美祢市通級指導教室幼児部の退室を決定したので、通知します。

記

1 氏 名

2 退室年月日 年 月 日

3 退室の理由

議案第 12 号

美祢市教育委員会拠点校方式による部活動実施要綱の制定について

美祢市教育委員会拠点校方式による部活動実施要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市教育委員会拠点校方式による部活動実施要綱

(目的)

第 1 条 美祢市立中学校に在籍する生徒のスポーツにおける多様なニーズに応え学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、拠点校方式による部活動(以下「拠点校部活動」という。)を実施するものとする。

(実施主体)

第 2 条 実施の事業主体は、美祢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

(申請及び許可)

第 3 条 拠点校学校長は、教育委員会に「拠点校部活動申請書」(別記様式第 1 号)を提出しなければならない。教育委員会は、実施を認めるときは「拠点校部活動許可書」(別記様式第 2 号)により拠点校学校長に通知するものとする。

(参加申込)

第 4 条 拠点校部活動への参加を希望する生徒及び保護者は、在籍校の校長に「拠点校部活動参加申込書・同意書」(別記様式第 3 号)を提出し、在籍校の承認を受けなければならない。

(実施決定後の手続き)

第 5 条 参加生徒の在籍校学校長は、該当生徒及び保護者からの「拠点校部活動参加申込書・同意書」(別記様式第 3 号)の提出があった場合は、事業目的および拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して、拠点校学校長に「拠点校部活動参加申込書・同意書」(別記様式第 3 号)を提出しなければならない。

参加生徒の在籍校学校長は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の給付対象と

なるため、拠点校学校長に対し、「拠点校部活動指導依頼書」（別記様式第4号）を提出しなければならない。拠点校学校長は、それを承諾したときは、在籍校学校長に対し「拠点校部活動指導依頼承諾書」（別記様式第5号）により通知しなければならない。

（活動開始）

第6条 拠点校の体制が整ったときは、拠点校は在籍校へ連絡し、在籍校から当該生徒・保護者へ連絡し、活動を開始するものとする。

2 拠点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒及び保護者を対象として活動方針や活動内容を説明しなければならない。

（参加条件）

第7条 拠点校部活動に参加できる生徒の条件は次のとおりとする。

- (1) 在籍校に希望する部活動がないこと。
- (2) 生徒の在籍校並びに拠点校の校長が、生徒が拠点校部活動へ参加することを承認していること。
- (3) 参加生徒及び保護者が、拠点校の部活動規定や拠点校の学校の規則等を遵守して活動することに同意していること。
- (4) 参加にあたっては、原則として、教師の引率を必要としないこと。

（活動）

第8条 参加生徒の活動については、次のとおりとする。

- (1) 生徒は、拠点校部活動の方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）に従う。
- (2) 拠点校への移動は徒歩を原則とし、必要に応じて交通機関を利用または保護者送迎とする。移動にかかる経費は参加する生徒の保護者の負担とし、保護者の責任により対応する。
- (3) 活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- (4) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- (5) 生徒又は保護者が、拠点校部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。
- (6) 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

（連携）

第9条 在籍校及び拠点校は次のとおり連携をしなければならない。

- (1) 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとるものと

する。

(2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供しなければならない。

(3) 拠点校の管理職、顧問及び養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有するものとする。

(試合参加)

第 10 条 中学校体育連盟（以下「中体連」という。）主催各大会等への参加にあたっては、中体連が定める規定や主催者が定める大会要項に従うものとする。

2 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

(事故への対応)

第 11 条 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。

2 活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等については在籍校が行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、拠点校部活動に必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

美祢市教育委員会様

拠点校 美祢市立 中学校
学校長

年度拠点校部活動申請書

この度、以下の 校において事業主体である美祢市教育委員会が推進する拠点校部活動の趣旨を十分に理解し、拠点校部活動として活動・大会参加を希望するため申請いたします。

参加希望部活動 男子・女子・混合
(いずれかに○) 部

拠点校	学校	学校長
参加校(1)	学校	学校長
参加校(2)	学校	学校長
参加校(3)	学校	学校長

申請にあたっては、以下の①～⑥について、参加校の学校長ならびに参加生徒・保護者に対し、十分な確認を取っています。

- 1 参加生徒は、在籍校に希望する運動部活動がない同一市の生徒である。
- 2 参加生徒は、原則として、教師の引率を必要としない生徒である。なお、必要に応じて公共交通機関を利用する場合の経費は、参加する生徒の保護者負担とする。
- 3 実施期間は原則として1年間（年度単位）とする。
- 4 参加生徒及び保護者が、拠点校の部活動規定や拠点校の学校の規則等を遵守して活動することに別記様式第3号の提出をもって参加の意思の確認と同意を得ている。
- 5 参加生徒の在籍校並びに拠点校の校長が、生徒が拠点校部活動へ参加することを承認している。
- 6 在籍校の校長は、生徒の拠点校への移動や活動中の事故に対して、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるよう適切な指導・管理のもとに参加させることを理解している。

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

学校長様

美祢市教育委員会

年度拠点校部活動許可書

年 月 日付で申請のありました拠点校部活動について許可します。

別記様式第3号（第5条関係）（生徒及び保護者から在籍校へ）

年 月 日

学校長様

在籍校名 美祢市立_____中学校
年 組

生徒名 （自署） _____

保護者名（自署） _____

年度拠点校部活動参加申込書・保護者同意書

拠点校方式による部活動への参加について、拠点校部活動実施要綱の内容を理解し、拠点校部活動の趣旨等に賛同し、指導・運営に同意し、参加を希望します。参加にあたっては、下記のようにいたします。

記

参加希望部 _____中学校 _____部

移動手段（在籍校から拠点校までの移動手段をご記入ください）

その他（配慮して欲しいこと、協力できること等をお書きください）

年 月 日

中学校学校長様

美祢市立
学校長

中学校

年度拠点校部活動指導依頼書

下記のとおり本校生徒の指導を依頼いたしたく存じますので、ご高配いただきますようお願い申し上げます。

記

【委任理由】

【指導依頼者】（拠点校の指導者）

・部活動名 _____ ・職名 _____ 氏名 _____

【該当生徒】（拠点校部活動に参加する生徒）

・生徒氏名 _____ ・保護者氏名 _____

・緊急連絡先 _____

※本校生徒の参加につきまして、指導に関する一切は、貴校の計画に一任します。

年 月 日

中学校学校長様

美祢市立
学校長

中学校

年度拠点校部活動指導依頼書

下記のとおり本校生徒の指導を依頼いたしたく存じますので、ご高配いただきますようお願い申し上げます。

記

【委任理由】

【指導依頼者】（拠点校の指導者）

・部活動名 _____ ・職名 _____ 氏名 _____

【該当生徒】（拠点校部活動に参加する生徒）

・生徒氏名 _____ ・保護者氏名 _____

・緊急連絡先 _____

【大会名など】

※本校生徒の参加につきまして、指導に関する一切は、貴校の計画に一任します。

別記様式第5号（第5条関係）（拠点校から参加校への指導委任の承諾の回答）

年 月 日

中学校学校長様

拠点校 美祢市立 中学校
学校長

年度拠点校部活動指導依頼承諾書

年 月 日付けで依頼のありました拠点校部活動指導の件について承諾します。

議案第 13 号

令和 6 年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動について

令和 6 年度美祢市教育委員会事務局職員の人事異動を下記のとおりとすることについて、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 令和 6 年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動（別添のとおり）

議案第 14 号

美祢市学校医（内科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（内科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 学校医（内科医）の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 学校医（内科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
藤村 寛	医療法人社団寛仁会 藤村内科クリニック	伊佐小学校
横山 幸代	三澤医院	厚保小学校
山本 一誠	医療法人社団 恵水会 山本医院	大嶺小学校
中元 起力	中元医院	麦川小学校
竹尾 善文	あきよし竹尾クリニック	於福小学校
原田 菊夫	医療法人 原田外科医院	豊田前小学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	大田小学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	綾木小学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	淳美小学校
坂井 久憲	医療法人社団 さかい内科クリニック	秋吉小学校
坂井 久憲	医療法人社団 さかい内科クリニック	秋芳桂花小学校
中元 起力	中元医院	伊佐中学校
横山 幸代	三澤医院	厚保中学校

原田 菊夫	医療法人 原田外科医院	大嶺中学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	美東中学校
坂井 久憲	医療法人社団 さかい内科クリニック	秋芳中学校

議案第 15 号

美祢市学校医（眼科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（眼科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 学校医（眼科医）の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 学校医（眼科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
青木 連	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	伊佐小学校
三國 雅倫	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	厚保小学校
青木 連	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大嶺小学校
三國 雅倫	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	麦川小学校
青木 連	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	於福小学校
三國 雅倫	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	豊田前小学校
新谷 悠子	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大田小学校
次郎丸 光	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	綾木小学校
次郎丸 光	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	淳美小学校
船津 法彦	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋吉小学校
船津 法彦	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋芳桂花小学校
青木 連	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	伊佐中学校
三國 雅倫	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	厚保中学校

三國 雅倫	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大嶺中学校
新谷 悠子	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	美東中学校
船津 法彦	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋芳中学校

議案第 16 号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（耳鼻科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 学校医（耳鼻科医）の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 学校医（耳鼻科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
橋本 智子	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	伊佐小学校
竹本 洋介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	厚保小学校
山本 陽平	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	厚保小学校
竹本 洋介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	大嶺小学校
山本 陽平	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	大嶺小学校
津田 潤子	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	麦川小学校
堀 健志	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	麦川小学校
橋本 智子	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	於福小学校
津田 潤子	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	豊田前小学校
堀 健志	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	豊田前小学校
小林 由貴	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	大田小学校
沖中 洋介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	綾木小学校
沖中 洋介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	淳美小学校

西村 省吾	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	秋吉小学校
橋本 智子	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	秋芳桂花小学校
橋本 智子	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	伊佐中学校
竹本 洋介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	厚保中学校
山本 陽平	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	厚保中学校
津田 潤子	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	大嶺中学校
堀 健志	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	大嶺中学校
小林 由貴	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	美東中学校
沖中 洋介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	美東中学校
西村 省吾	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科学	秋芳中学校

議案第 17 号

美祢市学校歯科医の委嘱について

下記の者を美祢市学校歯科医に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 学校歯科医の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 学校歯科医の氏名

氏 名	所 属	担当校
田中 康雅	医療法人伊佐歯科診療所	伊佐小学校
辻 龍雄	つじ歯科クリニック	厚保小学校
來島 孝晴	医療法人社団玄晴会きじま歯科クリニック	大嶺小学校
實能田 尚	みのだ歯科医院	麦川小学校
中嶋 文彦	美祢歯科医院	於福小学校
田中 康雅	医療法人伊佐歯科診療所	豊田前小学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス秋芳歯科医院	大田小学校
木林 弓人	みとう歯科医院	綾木小学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス秋芳歯科医院	淳美小学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス秋芳歯科医院	秋吉小学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス秋芳歯科医院	秋芳桂花小学校
實能田 尚	みのだ歯科医院	伊佐中学校
辻 龍雄	つじ歯科クリニック	厚保中学校

來島 孝晴	医療法人社団玄晴会きじま歯科クリニック	大嶺中学校
橋本 正明	はしもと歯科医院	美東中学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス秋芳歯科医院	秋芳中学校

議案第 18 号

美祢市学校薬剤師の委嘱について

下記の者を美祢市学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 学校薬剤師の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 学校薬剤師の氏名

氏 名	所 属	担当校
末岡 章弘	みね薬局	伊佐小学校
榛澤 孝一	セレッソ薬局	厚保小学校
川越 陽子	みね薬局	大嶺小学校
真瀬 真佐子	—	麦川小学校
宇野 亜希子	美祢シティ薬局	於福小学校
後藤 理加	美祢シティ薬局	豊田前小学校
藤野 優子	マユサン薬局	大田小学校
松村 将史	美秋薬局	綾木小学校
北川 建	ファミリー薬局	淳美小学校
玉井 賢悟	秋芳薬局	秋吉小学校
北川 建	ファミリー薬局	秋芳桂花小学校
篠田 南海子	篠田薬局	伊佐中学校
榛澤 孝一	セレッソ薬局	厚保中学校

末岡 章弘	みね薬局	大嶺中学校
藤野 優子	マユサン薬局	美東中学校
玉井 賢悟	秋芳薬局	秋芳中学校

議案第 19 号

美祢市学校運営協議会委員の任命について

下記の者を美祢市学校運営協議会委員に任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

伊佐中学校区学校運営協議会

氏 名	所 属	備 考
壹岐 公洋	学校運営協議会 会長	
池田 幸浩	学校運営協議会 副会長	
篠田 智広	伊佐小学校 P T A 会長	新任
田中 裕之	伊佐中学校 P T A 会長	新任
利重 佳子	伊佐保育園園長	
作本 照子	伊佐中央幼稚園園長	
野原 政典	成進高等学校長	
田中 よし子	伊佐児童クラブ指導員	
山本 幸宏	伊佐公民館長	
松浦 正彦	UBE 三菱セメント (株)	
坂田 賢司	宇部マテリアルズ (株)	

厚保中学校区学校運営協議会

氏名	所属	備考
高橋 宏典	保護司 市消防団長	
瓜生 等	宮城教育大学名誉教授	
大橋 瑞枝	地域住民	
柳井 百合和	地域住民（工房経営）	
久保 美智子	保護司 更生保護女性会	
高須 修三	厚保地区体育振興会長	
山下 順子	厚保児童クラブ事務局	
金子 直実	地域住民	
明光院 誠	元PTA会長	
山下 奈生子	民生委員・児童委員	

大嶺中学校区学校運営協議会

氏名	所属	備考
羽根 一孝	美祢市社会福祉協議会地域福祉課長	
波佐間 多美枝	食生活改善推進委員会	新任
二井 朋浩	大嶺小学校 PTA 会長	
西山 正高	地域（元平原区長）	
濱田 康子	大田保育園（園長）	
大田 勝征	前小ネットワーク委員	新任
阿部 頼江	令和5年度学校運営協議会委員	
荒川 正道	豊田前小 PTA 会長（予定）	新任
山田 悦子	ふくふくネット協議会会長	
笹尾 透	ふくふくネット協議会委員 地域コーディネーター	

村上 貴文	於福小 PTA 会長	新任
竹山 勝巳	大嶺中学校区学校運営協議会会長	
三吉 博史	大嶺中学校 PTA 会長	
来住 幸一	地域学校協働活動推進員	

美東中学校区学校運営協議会

氏 名	所 属	備 考
井上 敬	元美東中育友会長	
秋本 修	元小学校長	
櫛崎 和美	大田ふるさと振興会長	
向井 美雪	大田小 P T A 会長	新任
兼重 勇	元学運協会長	
山本 淳子	元小学校長	
松岡 稔	淳美小 P T A 会長	新任
小田村 宏	元長登銅山文化交流館長	
山中 日出男	元学運協副会長	
阿部 和成	綾木小 P T A 会長	新任
齋藤 大輔	美東中育友会長	新任

秋芳中学校区学校運営協議会

氏 名	所 属	備 考
藏本 隆博	秋芳町地域文化研究会会長	
前田 耕次	草炎太鼓の発展と継承の会会長	新任
田原 幹男	学識経験者（元小学校長）	
河村 富巳男	美祢市スポーツ推進委員	

篠田 幸恵	学童保育支援員	新任
渡邊 優子	秋吉保育園園長	

議案第 20 号

美祢市教育支援委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市教育支援委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
横山 幸代	三澤医院 医師	
中元 起力	中元医院 医師	
末永 直美	美祢市市民福祉部 健康増進課 保健・予防班 副主幹	
安倍 悦子	美祢市市民福祉部 子育て支援課 家庭児童相談員	
勝谷 直美	美祢市通級指導教室幼児部 ことばの教室幼児部 指導員	
山本 幸江	ダイケアセンターコアラハウス 指導員	
栞原 郁子	スクールカウンセラー	
天田 直美	美祢市特別支援教育連携推進員	

議案第 21 号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市公民館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

大嶺公民館

氏 名	所 属	備 考
柴崎 良子	地域審議会委員	
中嶋伊都子	民生児童委員	
羽根 一孝	奥分住民代表	
岡 静江	西分住民代表	

伊佐公民館

氏 名	所 属	備 考
野原 昭文	伊佐地区社会福祉協議会	
壹岐 公洋	伊佐小・中学校運営協議会	
倉重 喜久男	伊佐スポーツ振興協議会	
池部 幹子	美祢市母子保健推進協議会	
坂田 賢司	宇部マテリアルズ(株) 美祢工場	新任

豊田前公民館

氏名	所属	備考
西本 寛	豊田前地区社会福祉協議会	
柳瀬 知美	公民館利用団体	
河本 登	豊田前地区ゆう・あい振興会	
嶋村 春美	豊田前遺族会	
新田 勉	学識経験者	
弘中 修司	地域振興に寄与する者	

於福公民館

氏名	所属	備考
河村 節子	於福公民館利用者協議会	
山田 悦子	学識経験者	
西村 恭人	田代コミュニティーセンター利用者協議会	
秋山 敬子	於福地区食生活改善推進協議会	
白井 隆夫	於福町スポーツクラブ	

厚保公民館

氏名	所属	備考
高須 修三	厚保地区体育振興会	
今村 正人	厚保地区明るい青少年育成連絡協議会	
廣田 愛子	厚保地域交流ステーション振興協議会	
蔵田 京子	厚保児童クラブ	新任
藤井 裕輔	川東小学校跡地利用検討協議会	新任

赤郷公民館

氏名	所属	備考
秋本 修	学識経験者	
井上 敬	美東町青少年育成市民会議	
青木 洋子	スポーツ推進委員	
田邊 昌礼	赤郷地区	新任

大田公民館

氏名	所属	備考
櫛崎 和美	大田ふるさと振興会	
福田 隆宏	大田地区体育振興会	
福田 敏彦	大田地区子ども会育成連絡協議会	
向井 美雪	大田小学校 PTA	新任
品川 香織	学識経験者	新任

綾木公民館

氏名	所属	備考
礮部 浄子	学識経験者	

真長田公民館

氏名	所属	備考
児玉 明弘	真長田地区区長	
東城 泰典	民生児童委員	
倉重 友彦	真長田体育振興会	
村田 誠也	真長田地区子ども会育成連絡協議会	
大橋 和希	スポーツ推進委員	

嘉万公民館

氏名	所属	備考
俵 克彰	地域振興に寄与する者	
山本 智子	地域振興に寄与する者	
山本 則子	ボランティア厚東川	新任
福定 聡	地域振興に寄与する者	新任
林 克耶	地域振興に寄与する者	新任

別府公民館

氏名	所属	備考
井上 繁	別府地区子ども会育成連絡協議会	
長谷 京美	別府婦人会	
下井 克己	別府健寿会	
杉山 秀幸	地域振興に寄与する者	
三原 義男	学識経験者	新任

秋吉公民館

氏名	所属	備考
堀 洋教	学識経験者	
藤本 浩文	地域振興に寄与する者	
野上 勝巳	地域振興に寄与する者	
阿座上 徹	秋吉小学校PTA	
津立 真紀	地域振興に寄与する者	

岩永公民館

氏 名	所 属	備 考
中村 保義	岩永地区ふるさとづくり推進協議会	
藤井 英典	地域振興に寄与する者	
豊嶋 英雄	地域振興に寄与する者	
中野 容子	地域振興に寄与する者	
武藤 康志	岩永地区農業委員	
岡村 宏文	岩永郵便局	

議案第 22 号

美祢市スポーツ推進委員の委嘱について

下記の者を美祢市スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
村田 利雄	大嶺町スポーツ推進委員会	
末岡 邦夫		新任
中本 晃	大嶺町スポーツ推進委員会	
山崎 吉洋	大嶺町スポーツ推進委員会	
池田 寛治	大嶺町スポーツ推進委員会	
西村 留夫	伊佐スポーツ振興協議会	
縄田 省紀	伊佐スポーツ振興協議会	
神杉 忠	伊佐スポーツ振興協議会	
福田 信義	豊田前地区ゆう・あい振興会	
河本 登	豊田前地区ゆう・あい振興会	
白井 隆夫	於福町スポーツクラブ	
恵本 益江	於福町スポーツクラブ	
明光院 誠	厚保地区体育振興会	

氏 名	所 属	備 考
高見 泰雄	厚保地区体育振興会	
杉山 秀明	赤郷体育振興会	
青木 洋子	赤郷体育振興会	
福田 隆宏	大田地区体育振興会	
藤井 真弓	大田地区体育振興会	
中嶋 博子	綾木地域子ども教室推進協議会	
小林 昭彦	綾木地区体育振興会	
大橋 和希	真長田体育振興会	
石津 敦子	真長田体育振興会	
田原 敏恵	ウォーキングサポーター	
安部 由喜子	スポーツボランティア	
末永 活己	スポーツボランティア	
河村 富巳男	岩永地区体育推進委員会	
松原 奈緒美		
石田 浩一	大嶺町スポーツ推進委員会	
岩本 秀文	美祢市水泳連盟	
伊賀 信之	伊佐スポーツ振興協議会	
山本 昭彦	厚保地区体育振興会	
嶋村 政次	厚保地区体育振興会	
石田 明美	スポーツボランティア	
横田 眞子	スポーツボランティア	

議案第 23 号

美祢市人権教育推進委員の委嘱について

下記の者を美祢市人権教育推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
中嶋 誠	大嶺公民館区	
安田 一富	伊佐公民館区	
西岡 博和	豊田前公民館区	
徳並 良治	於福公民館区	
馬屋原 眞一	厚保公民館区	
柳井 正昭	赤郷公民館区	新任
大上 裕史	大田公民館区	
小林 法子	綾木公民館区	
佐藤 和美	真長田公民館区	
刀禰 信子	嘉万公民館区	
長谷 京美	別府公民館区	
杉山 浩二	秋吉公民館区	
木村 律子	岩永公民館区	

氏 名	所 属	備 考
糸賀 慎二	企業（美祢地域）	新任
高崎 泰司	企業（秋芳地域）	
林 知則	民生委員児童委員協議会	新任
上利 敏治	民生委員児童委員協議会	新任
森山 敏治	人権擁護委員協議会	新任
松本 孝志	人権擁護委員協議会	新任

議案第 24 号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
安田 一富	美祢市社会教育委員	
生田 康文	美祢市体育協会	
櫛崎 和美	美祢市ボランティア連合会	
末永 活己	美祢市スポーツ推進委員協議会	
山田 悦子	美祢市社会福祉協議会	
今田 千恵美	美祢市ロータリークラブ	
俵 薫	美祢市子ども会育成連絡協議会	
安部 征樹	美祢市小・中学校 PTA 連合会	
小田 基恵	美祢ライオンズクラブ	
松原 良子	美祢市文化協会	
吉野 一	美祢市商工会	
田邊 正英	UBE 三菱セメント (株) 伊佐セメント工場	

坂田 賢司	宇部マテリアルズ（株）美祢工場	
江藤 克己	薬仙石灰（株）	新任
本山 博之	山口銀行（株）美祢支店支	新任
岡村 考治	利高工業（株）山口工場	
古谷 知義	高山産業（株）	
柴崎 良子	大嶺公民館運営審議会	
野原 昭文	伊佐公民館運営審議会	
河本 登	豊田前公民館運営審議会	
岡崎 堅次	生涯学習のまちづくり於福地区推進協議会	
馬屋原 眞一	生涯学習のまちづくり厚保地区推進協議会	
井上 敬	赤郷公民館運営審議会	新任
福田 隆宏	大田公民館運営審議会	
池谷 毅	綾木公民館運営審議会	
村田 誠也	真長田公民館運営審議会	
俵 克彰	嘉万公民館運営審議会	
下井 克己	別府公民館運営審議会	
野上 勝己	秋吉公民館運営審議会	
中村 保義	岩永公民館運営審議会	

議案第 25 号

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の委嘱について

下記の者を美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
安倍 悦子	家庭児童相談員	
上利 真澄	家庭教育アドバイザー養成講座修了者	
新藤 祐子	主任児童委員	
藤井 典子	放課後児童クラブ支援員	

議案第 26 号

美祢市地域学校協働活動推進員の委嘱について

下記の者を美祢市地域学校協働活動推進員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
伊藤 新司	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	
野原 啓子	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	
壹岐 公洋	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	
田中 よし子	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	
野本 靖	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	新任
内海 慶子	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	
佐々木 康成	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	
岡田 恵子	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	
加進 陶太	伊佐協育ネット協議会（伊佐中学校区）	
高橋 宏典	あつマロンネット（厚保中学校区）	
高須 修三	あつマロンネット（厚保中学校区）	
藤岡 和文	あつマロンネット（厚保中学校区）	
馬屋原 眞一	あつマロンネット（厚保中学校区）	

氏 名	所 属	備 考
大橋 継雄	あつマロンネット（厚保中学校区）	
萬代 泰生	あつマロンネット（厚保中学校区）	
金子 定人	あつマロンネット（厚保中学校区）	
松田 龍信	ゆめみねット（大嶺中学校区）	
波佐間 多美枝	ゆめみねット（大嶺中学校区）	新任
濱田 康子	ゆめみねット（大嶺中学校区）	
阿部 頼江	ゆめみねット（大嶺中学校区）	
来住 幸一	ゆめみねット（大嶺中学校区）	
藤井 希八郎	ゆめみねット（大嶺中学校区）	
白井 雄生	ゆめみねット（大嶺中学校区）	
笹尾 透	ゆめみねット（大嶺中学校区）	
加納 光江	ゆめみねット（大嶺中学校区）	新任
井上 敬	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
櫛崎 和美	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
秋本 修	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
宮崎 豊久	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
齋藤 大輔	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
石津 政和	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
新藤 祐子	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
福田 敏彦	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
藤井 悦司	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
岡村 武志	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	新任
池谷 毅	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	

氏名	所属	備考
磯部 浄子	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
山中 日出男	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
小田村 宏	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
鷹島 千春	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
堀田 健二	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
秋枝 秀稔	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
南波 幸恒	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
佐藤 和美	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
兼重 勇	みとうこぶっちゃん夢ネット（美東中学校区）	
原川 清史	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	
田原 義寛	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	
向山 久高	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	新任
藤本 浩文	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	
杉山 敏男	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	新任
鮎川 幸彦	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	
田村 顕示	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	
上本 敬子	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	
下井 克己	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	
鹿嶋 俊江	秋芳地域協育ネット（秋芳中学校区）	

議案第 27 号

美祢市文化財保護審議会委員の任命について

下記の者を美祢市文化財保護審議会委員に任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
藏本 隆博	秋芳町地方文化研究会会長	
木部 和昭	山口大学経済学部教授	
森重 武久	美東町文化研究会顧問	
松井 茂生	秋吉台の自然に親しむ会事務局長	
古屋 勝美	山口県樹木医監事	
亀谷 敦	元山口県立山口博物館学芸専門監	
池田 善文	美東町文化研究会会長	

議案第 28 号

美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員の任命について

下記の者を美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員に任命したいので、教育委員会の承認を
求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
安田 一富	美祢市社会教育委員会議議長	
杉江 喜寿	山口県立博物館学芸課長	
松本 浩	防府市青少年科学館館長	
綿谷 敦朗	美祢市観光協会会長	

議案第 29 号

美祢市歴史民俗資料館協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市歴史民俗資料館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
藏本 隆博	秋芳町地方文化研究会会長	
野原 政典	成進高等学校校長	
山田 吉和	元美祢市立伊佐中学校教諭	
岩本 政彦	美祢市立於福小学校教諭（再任用）	
亀谷 敦	元山口県立山口博物館学芸専門監	

議案第 30 号

美祢市立秋吉台科学博物館建設基本構想策定委員会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市立秋吉台科学博物館建設基本構想策定委員会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 1 日から教育委員会へ報告を行った日まで

2 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備 考
委嘱	松井 茂生	美祢市自然保護協会会長	令和 6 年 4 月 1 日	新任
解嘱	中村 久	美祢市自然保護協会	令和 6 年 3 月 31 日	

議案第 31 号

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員の解嘱について

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員を解嘱したいので、教育委員会の承認を
求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 解嘱日 令和 6 年 3 月 31 日

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
井上 敏雄	地域代表（美東中学校区）	